

会則第 14 条に基づく会費徴収に関する要綱

2018 年 10 月 1 日施行

1. 入会初年度の年会費等を含む入会金 5,000 円に関する徴収は、所定の預金口座振替依頼書に必要事項を明記の上、事業構想大学院大学事務局に提出することにより行われることとする。
2. 正会員年会費 1,000 円は、青楠会口座に入金に関する必要手続き費用 200 円を加えた合計 1,200 円を徴収する。
3. 入金方法は各項の通りとし、原則、自動引落とする。
 - (1)自動引落
事業構想大学院大学事務局発行の預金口座振替依頼書に必要事項を明記の上、同事務局に提出を行うものとする。引落は毎年6月に行われる。
 - (2)銀行振込
銀行振込は、下記口座に自身によって行うものとし、発生する振込手数料は自己負担とする。
三菱 UFJ 銀行 青山支店 普通0260764
事業構想大学院大学 同窓会 青楠クラブ
4. 本要項を変更する場合は、運営委員会の承諾を経なければならない。